

高校生等のために

こうこうせいとうしゅうがくしえんじぎょうしゅうがくきん
高校生等修学支援事業(修学金) 【無利子貸付又は利子補給】

勉強意欲がありながら、経済的な理由によって修学が困難な高校生等に、修学金の貸与（貸付）又は金融機関からの融資（借入）について利子の補給を行います。

	1 高等学校等修学金貸与制度	2 修学支援特別融資利子補給制度
ない 内 よ 容	京都府が直接生徒に貸付を行う制度です。	「1 高等学校等修学金貸与制度」の所得基準額を超過された方が該当します。 保護者等が金融機関から教育資金の特別融資を受けられた場合に、支払われた利子の全額を京都府が補給（補助）する制度です。翌年度に1年分をまとめて府から補給します。
たい 対 し 象 者	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校等（下の①～⑤）に在学している生徒 親権者が京都府内（京都市含む。）に居住し、世帯全体の所得が別に定める所得基準額に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ①高等学校 ②中等教育学校（後期課程） ③特別支援学校（高等部） ④専修学校（高等課程） ⑤高等専門学校 	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校等（下の①～④）に在学している生徒の保護者等 親権者が京都府内（京都市含む。）に居住し、「1 高等学校等修学金貸与制度」の基準を超え、かつ主たる生計維持者の年収が別に定める所得基準額以下の方 <ul style="list-style-type: none"> ①高等学校 ②中等教育学校（後期課程） ③特別支援学校（高等部） ④専修学校（高等課程）
	※「同種の資金」の貸付又は給付を受けておられる場合は、この制度は受けられません。同種の資金については、次ページの備考欄をご覧ください。	
かし 貸 付 又 は 融 資 額	国公立 月額18,000円以内（千円単位） 私立 月額30,000円以内（千円単位） ※自宅外通学は、5,000円加算 ※「奨学のための給付金」を受給する場合は、その支給額に応じて貸付額の減額調整を行います。	国公立 一括(3年分) 648,000円以内 分割 各年度 216,000円以内 私立 一括(3年分) 1,080,000円以内 分割 各年度 360,000円以内
しん 申 請 時 期	【新入学生】 入学後の5月中旬まで以降、随時 【在校生】 随時(申請日の翌月分から対象)	【新入学生】 入学後の5月中旬まで 【在校生】 5月中旬まで
しん 申 請 手 続 及 び 貸 付 時 期	申請書に必要事項を記入し、所定の書類（所得に関する証明書等）を添付して、在学されている学校に提出してください。「手引き」は学校へ請求してください。 ▶次の①～③の流れになります。 ①貸与申請（5月中旬まで） ②府から貸与決定通知を交付 ③貸付（送金）	▶次の①～⑦の流れになります。 ①申込資格認定申請（5月中旬まで） ②府から認定証を交付 ③金融機関へ申込（～8月末） ④金融機関が審査後融資決定 ⑤融資 ⑥支払われた1年分の利子の補給を府へ申請（翌年の6月） ⑦府から利子補給（翌年の8月）

がしつけ または ゆうしじき 融資時期	府から年2回に分けて口座へ振り込み ます。 <table border="1" data-bbox="384 237 868 421"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>振込時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月分～9月分</td> <td>6月末～7月末 2年目以降は4月</td> </tr> <tr> <td>10月分～3月分</td> <td>10月末</td> </tr> </tbody> </table>	区分	振込時期	4月分～9月分	6月末～7月末 2年目以降は4月	10月分～3月分	10月末	【新入生】一括融資（初年度に一括）又 は分割融資（1年ごと）、ど ちらかを選択します。 【在校生】分割融資のみ ※融資時期は、申請時期、各金融機関 により異なります。
区分	振込時期							
4月分～9月分	6月末～7月末 2年目以降は4月							
10月分～3月分	10月末							
れんたいほしほにん 連帯保証人	1名（親権者が兼ねることも可能です。）	不要ですが、保証（手数料）料につきま しては、自己負担となります。						
へんさいきかん 返済期間	貸付終了後、20年以内 （返還猶予の場合、猶予終了後20年以内）	最初の融資があった月又は翌月から最 長7年以内						
とあわせさき 問い合わせ先	くわしくは、在学されている高等学校又は京都府教育庁指導部高校教育課 （TEL075-414-5043）にお問い合わせください。							
ひ 備 考	※ 進級時には、継続申請が必要です。 同種の資金とは、次の①～⑨にあげるものです。 ① 母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金）貸付（P.43～44、P.70） ② 定時制課程及び通信制課程修学奨励金 貸付（P.62） ③ 高校生給付型奨学金 支給（P.39～40、P.52～53） ④ 交通遺児奨学金等 支給（P.56～57） ⑤ 就学奨励費（特別支援学校）支給（P.58） ⑥ 看護師等修学資金 貸付（P.98） ⑦ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 貸与（P.78～79） ⑧ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 給付（P.76～77） ⑨ 都道府県・公共的団体が貸与又は給付する奨学金 ▶生活保護を受給されている世帯については、「生業扶助（高等学校等就学費）」 （P.51）の対象となる場合がありますので、お住まいの地域の福祉事務所（P.4） と事前にご相談ください。							